

## 「あんしん賃貸住宅部会」運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県住生活支援協議会（以下「協議会」という。）会則第9条の規定に基づく専門部会（「あんしん賃貸住宅部会」。以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 部会は、別表に定める者をもって構成する。

2 部会長は、協議会会長が指名した者とする。

### (調査・検討事項)

第3条 部会は次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

(1) セーフティネット住宅登録制度の普及・促進等に関する事項

(2) その他、必要な事項

### (会議)

第4条 部会は部会長が主宰する。ただし、部会長が主宰できないときは、部会長の指名する者がその職務を代理する。

2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### (報告等)

第5条 部会長は部会で調査・検討された事項について、全体会議に報告する。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、栃木県県土整備部住宅課内に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

### 附則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表

番号	団体
1	公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
2	公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
3	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
4	栃木県豊かな住まいづくり協議会
5	栃木県住宅供給公社
6	栃木刑務所
7	喜連川社会復帰促進センター
8	宇都宮市
9	栃木県住宅課